

企業・業界団体等の藻場創出参入支援事業の企画提案公募要領

大阪府では、大阪・関西万博を契機とし、大阪湾をブルーカーボン生態系（藻場・干潟等）の回廊（コリドー）でつなぐ「大阪湾 MOBA リンク構想」の実現をめざして、民間企業等との連携により、ブルーカーボン生態系の湾奥部における再生・創出や、湾南部や西部における保全・再生に取り組んでいます。

大阪湾 MOBA リンク構想の実現のためには、主体的かつ持続的に取り組む担い手が必要であり、広範な業界や企業が将来的に藻場創出に取り組む動機や意向、施策や技術ニーズ等を幅広く把握したうえで、実効性のある連携事業スキームを構築することが必要であるため、「企業・業界団体等の藻場創出参入支援事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

企業・業界団体等の藻場創出参入支援事業

(1) 事業目的・概要

別途「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結後から令和9年3月19日（金曜日）まで

(3) 委託上限額

7,500,000円（税込）

2 スケジュール

令和8年7月1日（水曜日）	公募開始
令和8年7月1日（水曜日）	説明会開催 （7月15日（水曜日）までインターネットによる動画配信）
令和8年7月15日（水曜日）	質問受付締切 ※質問回答は、随時、速やかにホームページに掲載します。
令和8年7月31日（金曜日）	提案書類提出締切
令和8年8月中旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年9月上旬頃	契約締結・事業開始
令和9年3月19日（金曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）

であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付

又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

(9) 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年7月1日(水曜日)午後2時から令和8年7月31日(金曜日)午後5時まで

イ 配布方法

環境保全課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/moba_r8_sousyutsusannyu.html)からダウンロードしてください。(郵送による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和8年7月1日(水曜日)午後2時から令和8年7月31日(金曜日)午後5時まで

エ 提出方法

応募書類は郵送(当日消印有効)並びに電子メール

(宛先:kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)にて提出をお願いします。

<送付先>

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府庁咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)21階

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ

※電子メール送信後、必ず電話にて当課(06-6210-9577)あて受信の確認をお願いします。

(電話は平日午前10時から午後5時まで、正午から午後1時の間を除く。)

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:正本1部、副本4部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本4部)

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本4部)

※積算内訳を別途提出してください。(様式自由:正本1部、副本4部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本4部)

※別途、過去に実施した同種又は類似の業務実績がある場合は、その詳細が分かる資料を提出してください。(様式自由:正本1部、副本4部)

※共同企業体はその構成員において該当があれば提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合の必要書類

- ①共同企業体届出書（様式 5：1 部）
- ②共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
- ③委任状（様式 7：該当する構成員ごとに 1 部）
- ④使用印鑑届（様式 8：1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部、ただし共同企業体の場合は共同企業体に加えて各構成員分についても提出すること。）

【添付書類】（正本 1 部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください。）

※キ～シについては、共同企業体は全ての構成員分を提出してください。

キ 法人（自治体を除く）の場合、定款又は寄付行為の写し（1 部、3 ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの）

キの 2 任意団体の場合、代表者選定及び会計等に係る規定を記載した規約（1 部）

ク ①法人登記簿謄本（1 部）

- ・法人（自治体を除く）の場合に提出してください。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの（コピーは不可）

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの（コピーは不可）
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの（コピーは不可）
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各 1 部、未納がないことの証明：発行日から 3 ヶ月以内のもの。コピーは不可）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④①～③について作成義務が無い場合は、会計（収支決算等）に係る書類

サ 脱炭素評価に係る書類（様式 10：1 部）（該当する場合のみ）

- ・提案書類の提出締切日の時点で、認定制度の公式ホームページ等（SBT の公式ホームページ、RE100 の公式ページ（英語）・RE100 の JCLP のページ（日本語）、RE Action の公式ホームページ）に取得企業として掲載されているページの画面コピー（電子ファイル）、又は、提案書類の提出締切日の 21 日前までに届出された対策計画書（変更届を含む）の「表紙」

の電子ファイル

(※) SBT は、取得直後で公式ホームページに情報が掲載されていない場合に限り、SBT 認定通知 (APPROVAL LETTER) の画面コピー (電子ファイル) でも可能とする。

・親会社等が子会社・関連会社等とともに認定の取得又は届出をしており、応募者名と公式ホームページに記載されている企業名又は届出者名が一致しない場合は、申立書

シ 障害者雇用状況報告書の写し (1部)

① 常用雇用労働者数が 40.0 人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主 (常時雇用労働者数が 40.0 人以上) に義務化されている「障害者雇用状況報告書 (様式第 6 号)」の写し
- ・令和 8 年 6 月 1 日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの (インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)

② 常用雇用労働者数が 40.0 人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」 (様式 11)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします (共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報 (代表者、社章、所在地、電話番号等) を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式 1 ~ 4 についてはメールでの提出もお願いします。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。

<記入例> 「企業・業界団体等の藻場創出参入支援事業」提案書 株式会社〇〇 (事業者名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません (大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会 (インターネットによる動画配信)

本事業の詳細に関する説明動画 (約 20 分) をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信日時

令和 8 年 7 月 1 日 (水曜日) 午後 2 時から令和 8 年 7 月 15 日 (水曜日) 午後 5 時まで

(2) 視聴申込方法

件名に「(事業者名) 企業・業界団体等の藻場創出参入支援事業 説明会動画視聴申込」と明記し、次の宛先にメールにてお申込みください。

メール送信先：大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課

メールアドレス：kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9577）をお願いします。

（電話は平日午前 10 時から午後 5 時まで。正午から午後 1 時の間を除く。）

ウ 電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

エ メールの到達確認後、視聴用 URL を送信します。令和 8 年 7 月 16 日（木曜日）午後 4 時を過ぎてもメールが届かない場合は、電話連絡をお願いします。

(3) 視聴申込期限

令和 8 年 7 月 15 日（水曜日）まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和 8 年 7 月 15 日（水曜日）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9577）で着信の確認をお願いします。

（電話は平日午前 10 時から午後 5 時まで。正午から午後 1 時の間を除く。）

イ 質問への回答は環境保全課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/moba_r8_sousyutsusannyu.html) に掲示し、個別には回答しません。

※随時、速やかにホームページに掲載します。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、プレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が 6 者を超えた場合には、一次審査として書類審査を実施いたします。一次審査の結果、上位 6 者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施）

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ 「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
国内関連取組事例調査	・国内取組事例調査について、調査項目及び調査手法、調査を行う事例の候補並びにその理由について具体的に提案されているか。	5点
	・企業参入可能性調査について、調査項目及び調査手法、調査を行う企業・業界団体の候補並びにその理由について具体的に提案されているか。	20点
	・大阪湾奥部におけるブルーカーボン生態系創出に係る課題について、どのような観点で抽出を行うかが具体的に提案されているか。	10点
企業・業界団体等の藻場創出参入支援に係る戦略提案	・戦略を提案するにあたり、参考情報の収集分析並びに、将来像実現に向けた企業・業界団体等による大阪湾奥部におけるブルーカーボン生態系創出への参入に係る戦略検討の進めかたについて、具体的に提案されているか。	35点
事業遂行能力	・事業実施可能な体制及び人員を備えているか。 ・実現可能なスケジュールが示されているか。 ・本事業と類似した過去の業務の実績があるか。	10点
脱炭素化と取組	以下のいずれかを取得等していること ・SBT ・RE100 ・再エネ100宣言 RE Action ・大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書 上記の届出は、府条例に基づく「気候変動対策指針」で示している温室効果ガスの削減目標の目安*以上の目標を設定していること。 *2023～2030年度：1年あたり1.5%、2013～2022年度：1年あたり1% 【注意事項】 重複評価は行わない。 共同企業体の場合は、構成員のいずれか一者を評価する。	5点
障がい者雇用	・事業者全体において、常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
価格点	<価格点の算定式> 満点(10点) 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を環境保全課ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/moba_r8_sousyutsusannyu.html)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国

を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。